慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 児童自立支援施設における性非行児童に対する指導に関する一考察 |
| Sub Title | A study on guidance to children who have committed sexual offense in children's self-reliance support facilities |
| Author | 尾﨑, 万帆子(Ozaki, Mahoko) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法学研究科 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | 法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.95, (2012. 12) ,p.35- 67 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20121215-0035 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 児童自立支援施設における性非行児童に対する指導に関する一考察

尾崎万帆子

一　問題の所在
二　児童自立支援施設に入所する性非行児童の実態
三　援助交際・不純異性交遊型の性非行児童に対する指導
　(一)　児童の実状及び指導の現状
　(二)　指導上抱える課題及びその対策
四　性加害型の性非行児童に対する指導
　(一)　児童の実状及び指導の現状
　(二)　指導上抱える課題及びその対策
　(三)　性加害型の性非行児童に対する新しい指導の枠組み――重点施設の設置
五　結　論

## 一　問題の所在

児童自立支援施設には、援助交際や不純異性交遊にはじまり、強姦や強制わいせつにあたる性加害に至るまで、さまざまな性に関係した非行を行った児童が入所している。

そして、児童の非行の背景に被虐待による愛着の問題が存在するという近年の議論[1]と同様に、性非行児童の背景にも入所児童の被虐待経験[2]や性被害経験[3]による愛着の問題や性的なトラウマの再現性[4]があるということが、心理学的研究から明らかにされてきている。また、一般児童の性交経験の若年化について大きく取り上げられている昨今、児童自立支援施設入所児童の中にも、すでに性交経験がある児童が少なくないという現状[5]も背景にある問題であるといえる。児童自立支援施設入所児童の多くは、家庭内で十分な養育を受けておらず[6]、その最たる状況といえる虐待を受けている児童が全体の七割近くにのぼり[7]、また学校においても不適応を起こした経験がある者[8]や学業に遅れがある者も多いため[9]、家庭においても学校においても性についての正しい知識を学ぶ機会を持てなかったということが多い。そのため、性情報が氾濫しており、携帯電話やパソコン等を利用して容易に性情報に接触することが可能な現代の社会環境の中で、その情報の真偽に疑いを持つことも判別して取捨選択することもなく受け入れてしまうこともあり得る[10]。すでに性交を経験している児童が多い状況下では、誤った性的情報を受け入れたまま行動化してしまっている場合も多いと思われる。

近年、このような複雑な背景を抱える性非行児童の児童自立支援施設への入所が増加傾向にあることから[11]、これらの児童に対する指導が施設関係者の間で大きな課題として認識されるようになっていると感じられる。二〇〇五年から二〇〇六年にかけて厚生労働省が設置し、児童自立支援施設が取り組むべき課題や方向性を検討した「児童自立支

援施設のあり方に関する研究会」の報告書では検討課題として取り上げられなかった[12]性非行児童に対する指導に関する課題が論じられるようになった理由としては、現場の職員らから挙がった声が大きかったように思われる。

そこで、本論文は児童自立支援施設における性非行児童に対する指導に関して考察することを目的とする。まず、児童自立支援施設に入所している性非行児童の実態とそれに対して施設が行っている指導、そして指導を行っていく上で施設が抱えている問題を明らかにする。全国施設の最新現状の把握については、自由な回答からより詳細な情報を得るため、直接施設に赴きヒアリング調査を実施した。調査実施時期は二〇一一年九月から二〇一二年七月、対象は北海道、関東、中部、関西地方にある一八施設（国立一、都道府県立一一、市立四、私立二）である。これを基礎に、現場の職員らから上がった声として先行研究・論文等を踏まえた上で、児童自立支援施設における性非行児童に対する指導のあり方について検討していきたいと考える。さらに、施設内における指導内容の検討に留まらず、性加害児童に対する新しい指導の枠組みという視点からも考察を行いたい。

## 二　児童自立支援施設に入所する性非行児童の実態

多くの児童自立支援施設の主訴統計は児童相談所から送られてきた児童票を元に作成されている。しかし、主訴項目の分け方は各施設によってまちまちであり、また各項目についても明確な定義付けがされているわけではない。性非行についても例外ではなく、ヒアリングを行ったほとんどの施設で主訴統計に「性非行」という項目を設定しており、概ね児童票に性に関する問題について記載がある場合に、「性非行」として数えているようであるが、やはり統一的な定義は作られていない。したがって、「性非行」と一口に言ってもどのような行為を含むのかについては施設によって微妙な相違があるという状況ではあるが、少なくとも「性非行」として主訴がとられている児童として見れ

ば、その割合は、既存の調査等の結果から一〇％から二〇％程度[13]であるといえる。なお、筆者が行ったヒアリング調査においても二〇％前後となっている。ただし、主訴としては他の非行名や理由が挙げられているが、同時に性非行も行っているという児童もおり、合わせると三〇％近くの入所児童が性非行児童であるという施設や、「性的な課題を抱えている」という意味ではそれ以上であるという施設、またそれらの割合が増えつつあるという施設もある。

性非行の具体的内容についてであるが、児童自立支援施設入所児童の性非行は、前述したとおり援助交際や不純異性交遊にはじまり、強姦や強制わいせつにあたる性加害まで様々な行為が含まれるが、そのような詳細な分類について統計資料として示している施設はほとんどない。しかしヒアリングから、女子児童の性非行の主な内容は援助交際や不純異性交遊であり[14]、男子児童の性非行は、近隣の幼児・同年代の児童・兄弟姉妹・児童養護施設における他の入所児童に対する強制わいせつや強姦など性加害行為がほとんどであることが明らかになった[15]。性加害の具体的内容としては、抱きつく、身体を触るといった身体接触の程度が比較的低いものもあるが、性器を触る、触らせるというもの、性交に至ったものも多くの入所児童の中にはあり、それぞれ異性間・同性間いずれも起こっているという回答を得た。特に児童養護施設等の中で性加害を行った者は各施設で一定数存在する状況にある[16]。

次に性非行児童の入所経路についてである。児童自立支援施設入所児童全体の入所経路は児童相談所の措置（児童福祉法第二七条第一項第三号）によるものが全体の約八割、家庭裁判所の保護処分（少年法第二四条第一項第二号・児童福祉法第二七条の二第一項）によるものが約二割となっているが、性非行児童のうち援助交際や不純異性交遊により児童自立支援施設に入所する児童は、児童相談所の措置によるものがほとんどであることがヒアリングから明らかになった。

一方、性加害児童についてであるが、その一類型である強姦に限定して、二〇〇七年から二〇一一年までの五年間の司法統計を元に、表に家庭裁判所における終局決定内容をまとめた。これによると、児童自立支援施設又は児童養

**表　過去五年間（2007年～ 2011年）の強姦少年の行為時年齢区分別終局決定別人数**

| 終局決定内容／行為時年齢区分 | 少年院へ送致 | 保護観察 | 児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致 | 知事又は児童相談所長へ送致 |
|---|---|---|---|---|
| 触法少年 | 16 | 6 | 15 | 6 |
| 年少少年 | 53 | 23 | 2 | 3 |
| 中間少年 | 135 | 34 | 0 | 0 |
| 年長少年 | 106 | 36 | — | — |
| 計 | 310 | 99 | 17 | 9 |

（注）強姦、同致死、集団強姦、同致死、強盗強姦、同致死を含む。
平成 19 年度～平成 23 年度『司法統計年報　四. 少年編』より、「少年保護事件の終局決定別非行別既済人員」「一般保護事件の終局人員―行為時年齢及び終局決定別非行別―全家庭裁判所」「一般保護事件の終局人員―非行別行為時年齢別（うち女）―全家庭裁判所」を元に筆者が算出したものである。

護施設へ送致[17]となった児童は一七名（触法少年一五名、年少少年二名）であり、その数と割合はごくわずかであるように見える。しかし、ヒアリング対象施設の現状を鑑みるに、全国の児童自立支援施設に入所している強姦行為を行っていることが認められる児童の数は、これ以上の数に及んでいることが推定された。この点についてヒアリングで確認したところ、犯罪少年については全件送致主義が適用され（少年法第四二条第一項）、触法少年についても強姦行為が行われた場合、警察は児童相談所に送致しなければならず（少年法第六条第一項第一号・第二二条の二第一項第二号）、送致を受けた児童相談所は原則として家庭裁判所に送致しなければならない（少年法第六条の七第一項・児童福祉法第二七条第一項第四号）と定められているにもかかわらず、強姦行為を行っていることが認められながら、保護処分ではなく児童相談所の措置により入所している児童も多いということが明らかになった。表によると、審判の結果、知事又は児童相談所長へ送致となった児童が九名（触法少年六名、年少少年三名）おり、この中には児童自立支援施設への措置入所が決定される児童もいると思われるが、それを考慮しても措置による児童自立支援施設入所児童の数は多いと言える。

このような問題が生じる背景には、性加害児童の児童自立支援施

設への入所経緯における特殊性が存在することを、ヒアリングから確認することができた。まず、強姦行為の被害者が近隣の児童であったといった場合、審判における被害者への影響を考慮し、告訴がなされずに児童相談所段階で措置となる場合や、触法少年の場合には児童相談所から家庭裁判所に送致しないと判断される場合があるという。また、警察の段階で被害者への影響を考慮し、実際の行為は強姦行為であっても、前述した原則家庭裁判所送致を避けるために、児童相談所に強制わいせつとして通告し、児童相談所はこれを受けて家庭裁判所に送致をせず措置入所とする場合もあるという。さらに児童養護施設内で性加害が起こった場合には、警察に通報せず児童相談所に直接通告し、被害児童と加害児童を分離するために加害児童が措置変更により児童自立支援施設に入所するという形式も多いようである。これらの理由はヒアリングを行った施設のうちの数カ所から得られたものであり、全国の施設に当てはまる傾向としてどこまで一般化できるかはわからない。しかし、実際に児童自立支援施設に入っている強姦を行った児童の数と家庭裁判所の審判結果を比較すれば、少なくとも様々な理由から家庭裁判所送致を回避しているケースがあることは確実であろう。そして家庭裁判所に送致されない以上、少年院送致という選択肢がとれないケースが一定数あるということも明白である。

そこで再度、強姦を行った少年に対する二〇〇七年から二〇一一年までの五年間の終局決定内容について見てみると、少年院へ送致となった少年は三一〇名おり、児童自立支援施設へ入所している児童の大半をしめる触法少年、年少少年のみを見ても六九名（触法少年一六名、年少少年五三名）いるということがわかる。このことから、児童自立支援施設に入所する性加害児童の中には家庭裁判所に送致されていれば少年院送致が選択される可能性があったにもかかわらず、様々な理由により児童相談所の措置により入所している者がいるということが推察される。この点が、児童自立支援施設に入所する性加害児童に見られる特殊性であり、後述する指導の困難さへと繋がっているように思われる。

このように女子児童の行う援助交際や不純異性交遊と、男子児童の行う性加害には特徴にかなりの違いが見られるため、児童自立支援施設入所児童の性非行とこれに対する指導を考える際には、両者を区別して考える必要があると考えられ[18]、また多くの施設で明示はされていないものの区別して指導が行われているようである。したがって、以下では「援助交際・不純異性交遊型の性非行」「性加害型の性非行」という二つの類型の性非行児童の実状とこれに対する指導の現状を踏まえた上で、指導上抱える課題を明らかにし、これを解消するための対策を検討していくこととする。

## 三　援助交際・不純異性交遊型の性非行児童に対する指導

### ㈠　児童の実状及び指導の現状

女子児童に主に見られる援助交際・不純異性交遊型の性非行児童の中には、愛着の問題を抱えており安易な性交渉を愛情と勘違いしている者や、他者への依存が性非行という形で表われている者もあることが指摘されている[19]。これらの児童に対しては、児童自立支援施設における自立支援の基本理念にある「基本的信頼感及び自己肯定感等の育成[20]」が重要である。具体的には、安心感、安全感、信頼感のあるあたたかな家庭的な雰囲気の中で寮担当職員との信頼関係を築き上げていくことが必要であり[21]、これは児童自立支援施設の伝統的な指導実践の中で行われているものと思われる。

これに加えて、性に関する知識が薄い中で性行動を開始している児童が多いため、性差・妊娠・避妊・性感染症など性に関する正しい知識を付与することが必要である。また前述したようにこのような児童の中には性被害体験から

くる愛着の問題や性的トラウマの再現性が強い者も多く、更なる被害を受けるリスクも高いと考えられることから、性被害防止教育を含む性教育を実施することも重要である。性非行児童のみに焦点を当てた記述ではないが、二〇一二年三月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発せられた「児童自立支援施設運営指針」においても「性に関する教育」として、「子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける（一四―一五頁）」ことが求められている。

では現在、児童自立支援施設ではどの程度性教育に取り組んでいるのか。千葉県生実学校の児童自立支援専門員である石澤を中心としたグループが、二〇〇五年（施設職員・学校教員・施設長対象）[22]、二〇〇八年（施設長対象及び施設へのヒアリング）[23]、二〇一二年（施設職員・施設長対象）[24]の三回にわたり全国の児童自立支援施設を対象に調査を実施している。これによると、いずれの調査においてもほぼ全ての回答者が性教育を必要と認めているが[25]、実際の性教育の実施にはこの認識が必ずしも反映されていないということが明らかになった。実施率が約半数に留まっていた二〇〇五年、二〇〇八年調査に比べると[26]上昇は見られるものの、二〇一二年の調査でもその実施率は七六・七％に留まっている[27]。その中でも性教育のプログラム化は、依然多くの施設で実施されておらず[28]、外部講師に実施を依頼しているという施設も多い[29]。この背景には、児童自立支援施設内で性教育を行う体制が不十分であるという状況が存在すると考えられる。二〇一二年の調査では、性教育関連の職員研修実施が六一・九％[30]、施設内で性的課題を専門に扱う「性教育委員会」等の設置が二〇・五％に留まっており[31]、研修等を受けたことがある職員が五七・二％[32]、性知識を十分に有していると思う職員が五三・二％[33]に留まり、その結果、性教育を担当することに自信がある職員が二二・〇％[34]、性的問題が起きたときに適切に対応する自信がある職員が三一・〇％[35]と低迷し、児童間の性的問題についての対応の仕方がわからない職員が五四・三％[36]と半数に及んでいるという状況が示されている。

一方ヒアリングを行った施設では、八割近くの施設において性教育が実施されていることが明らかになった。この

ように高い数字が得られた理由としては、性課題指導に重点を置いている施設がヒアリング対象施設に多く含まれていることが考えられ、性教育未実施の施設の中でも今後導入予定であるという声が聞かれたところもあった。実施形態としては保健体育など学校授業の一環として行っている施設、福祉職員が寮指導の中で行っている施設、学校授業と寮指導両方で行っている施設、施設のみではなく児童相談所と連携して行っている施設、外部から医師や助産師などを講師として招き実施している施設など、実にまちまちであった。学校教育とリンクして実施している施設としては、小学生と中学生両方に内容を変えて実施している施設、特に中学三年生に絞って実施している施設などが存在する。また、寮や学級というグループ単位ではなく一対一での個人指導により性教育を行っているという施設や、男子児童への悪影響を考慮し女子児童のみを対象としている施設もある。教育内容としては、性差や妊娠・避妊といった一般的な性に関する知識を教える施設、それだけに限らず性加害防止教育まで幅広く行っている施設もあり、その回数も年一回のみ行っている施設から数回にわたって行っている施設まで様々ある。[37]

### (二) 指導上抱える課題及びその対策

先行研究とヒアリングの結果、多くの児童自立支援施設において性教育の必要性が認識されているにもかかわらず、実状としては行われていない施設もあり、またプログラムといった形で体系化された性教育を行っている施設はわずかであることが明らかになった。また、性教育を実施していると一口にいっても、実施されている性教育の具体的な内容や回数は施設によりまちまちであり、教育の濃度や密度という点において施設間で差が生じているように見える。そして、その理由としては、性教育に取り組む施設の体制が、職員の研修などの面において不充分であることが考えられた。さらに、外部講師を呼んで性教育を実施している施設の中には、教育内容が入所児童の抱える性的課題に即していない知識に偏っているとして、外部講師による教育の限界を訴える声も聞かれた。

性教育は、性非行児童に対してその児童の抱える問題性に焦点を当てて行うことも重要であるが、全ての入所児童を性的逸脱予備軍として性的課題を抱える児童と広く捉えて行うことも重要であろうと考える。前述したように、入所児童の中には性的虐待経験や性被害経験のある児童もおり、また、すでに性交経験がある児童も少なくない。このような児童の中には、性非行という明確な問題は認められなくとも、性に関する認知の歪みがある者も多い[38]と思われる。このような児童は、性的逸脱予備軍であると同時に性被害予備軍であるとも考えられるため、入所児童全体に対する性教育の充実も同時に考慮しなければならない。

したがって、性教育が行われていない施設が二割強存在するという現状は問題視せざるを得ない。従来、児童自立支援施設における処遇は施設ごとに異なっており、またそれが認められてきた。筆者は各都道府県に設置義務が課せられている（児童福祉法第三五条第二項・児童福祉法施行令第三六条）児童自立支援施設が地域性を活かすことや施設独自の文化特性があるということは意義のあることであると考えている。しかし、入所児童全体に対して必要な指導内容については一定の水準が求められるべきであるし、施設の独自性はその水準を超えてから認められるべきものであろう。

そこで全国の児童自立支援施設の性教育を一定水準に引き上げるための方策として、「児童自立支援施設運営指針」に示されているような一般的な内容を超えたより詳細な指針を、全国児童自立支援施設協議会などが示すべきであると考える。そして、その上で各施設において施設にあった形での性教育の実践計画を立てる必要がある。具体的な内容としては、性差・妊娠・避妊・性感染症など性に関する一般的な知識について指導するほか、ヒアリング調査でいくつかの施設が行っていたようにこれだけに留まることなく、入所児童に特に重点的に指導するべき内容として性被害・性加害防止教育を盛り込んで行くべきであろう。

性に関する乱れが社会全般に強調されている現在、これが十分に行われているかについては議論の余地があるとは

思われるが、わが国の多くの児童は学校教育及び家庭から性に関する知識を学んでいると考えられ、またこれらが連携することによって性教育は効果があがるとされている。[39] 一九九九年の児童福祉法改正によりこれまで免除されていた入所児童を就学させる義務が児童自立支援施設に求められるようになり（児童福祉法第四八条）、一〇年以上が経過しながらも、学校教育を導入する施設が約七割に過ぎない[40]という現状はあるものの、入所児童の多くは教員による教育を受ける学校と、福祉職員と共に生活を送り指導を受ける寮という二つの生活の場を持つようになった。したがって児童自立支援施設においても、学校教育と寮指導から性に関する知識を教えることにより、性教育の効果があがると考えられる。[41]

学校における教育内容については、児童自立支援施設入所児童の多くは中学生である[42]ことから、一般の中学校における性教育を参考にすることができると思われる。各自治体の教育委員会により考え方の違いはあるだろうが、例えば東京都教育委員会が「思春期のからだの変化」「性情報への対処」「異性とのかかわり」「エイズ及び性感染症の予防」といったカリキュラム内容を提示している[43]ように、一般的な性知識については児童自立支援施設内の分校・分教室において指導されることが想定される。また、施設によっては分校内に特別支援学級を設置しているところもあることから、より児童の能力に即した教育が行えるであろうと思われる。寮指導では、学校における性教育を受けて児童の理解を促進するためにフォローする必要がある。[44] 特に児童自立支援施設入所児童の場合、一般的に四月入学の学校と異なり、施設入所時期がバラバラであり、平均入所期間約一年～一年半であることを考えると、学校教育の中でも児童全体が最低二サイクル受けられるような実施計画を立てる必要があるだろう[45]と思われるが、さらに学校における性教育では十分な理解が難しい児童が出る恐れもあると考えられるため、寮指導におけるフォローは重要となると思われる。またヒアリングを行った施設の中には学校教育にティームティーチングを取り入れ、寮担当職員が授業に入っているというところも多く、このような形は性教育を行うに当たっても有効に作用するだろう。

次に一般的な性知識以外の性被害・性加害防止教育などについてである。性被害防止教育について浅野は、必要な検査や治療を受けるという知識につながること、過去の性被害の経験を児童が告白した事例もあり、児童らが性の問題を恐れずに職員に相談できるようになること[46]を指摘しており、性行動年齢が低く、また性被害経験者が多いにもかかわらず、支援を受ける大人に恵まれていない児童自立支援施設入所児童にとって重要な教育であるといえる。したがって、一般中学校の性教育の対象には性被害防止教育の内容の一部も含まれているが[47]、児童自立支援施設においては個々の児童の被害体験やトラウマ等の心理状況を加味する必要があることから、あえて学校教育の中には取り入れず、寮担当職員と心理職員が共同して実施していくべきであろうと考える。また外部講師を活用するとしても、一般的な知識に留まらない教育を行うために、寮担当職員や心理職員が加わり、当該時点で入所している児童のニーズに合わせた教育内容を検討する必要があるだろう。その内容は例えば、性的に嫌な思いをさせる・させられることは性加害・被害にあたるということ、退所後に被害を受けた場合、望まない妊娠や性感染症に罹患した場合に施設に相談できるといったことが考えられる他、施設以外に頼れる公的機関についてもリスト等で示すことも考えられる。さらに退所後の受け入れ先を家庭とした場合でも、その家庭が入所時から改善していないことが多く、孤独感から頼れる存在を求め性行動に移る児童も多いことから、自分を大切にし、相手を尊重するという内容や、ＤＶ、デートＤＶに関する内容なども含めて指導していくことも必要であろう。このような内容は、性加害に至る前に正しい知識を付与するという効果も考えられることから、加害防止教育でもあると言える。その意味では、後述する性加害児童にも有効な部分があると思われる。ただしアセスメントを十分に行い、さらに十分なフォローを行う必要があることはいうまでもない。

そしてこれに重ねて、個々の性非行児童に対するフォローアップが行われる必要がある。性非行児童の中には特に性に関する認知の歪みがあり、集団での性教育では十分に理解がなされない場合も想定される。したがって、事前の

個別指導や事後のフォローだけでなく、性教育をきっかけとした個々の問題性へのアプローチ、また性被害のトラウマケアを含めた心理的ケアも実施するべきであろう。

教育に取り組む施設の姿勢としては、性教育関連の職員研修を拡大することにより、職員の性教育に対する知識と自信を深めることが期待される。[48] 施設内部で職員の性教育に関する捉え方が統一されていないと子どもたちの中に混乱を招く可能性が高いと指摘されている[49]ように、職員全員が性に関してお互いの意見を交わした上で共通の意識を持つことができるような機会を確保する必要がある。指導を行う上で必要なプログラム・教材作りをし、緊急の問題が起こったときの対応にあたるためにも、性教育委員会といった施設内の組織を編成する意義は大きいだろう。ただし、当然ではあるが施設内でこの組織のメンバーのみが性的課題に取り組み、他の職員の関わりが薄れるといった事態に繋がることは避けなければならない。

## 四　性加害型の性非行児童に対する指導

### ㈠　児童の実状及び指導の現状

児童自立支援施設に入所する性加害児童の多くが「性を通じての攻撃、支配、相手を自己の欲求充足の道具としてしか見ていない」[50]という問題性を抱えており、その一方でヒアリングを行ったいくつかの施設で挙げられた特徴が、「施設内で問題を殆ど起こさない」、むしろ「扱いやすい」ということであった。[51] さらに、近年「児童の抱える性的課題が『生活の中の治療』だけでは対処しきれない状況にある」[52]といった指摘も見られるところである。これは第二章で述べた、家庭裁判所に送致されていれば児童自立支援施設への入所とはならなかった可能性のある児童が入所して

いるという推測を一部裏付けるものであると思われ、これが性加害児童の児童自立支援施設における指導を困難にしている一因となっているのではないかと考えられる。

このような状況の中で、法務省が認知行動療法を基礎とした「性犯罪者処遇プログラム」を実施した流れを受けて、児童自立支援施設においても「性暴力治療プログラム」が導入されている。ヒアリングを行った施設の中で女子児童のみを入所させている施設を除くと、プログラムという形で指導を実施しているという施設は六割程度であった。[53] 過去にグループワークを試みたことがあるという施設もあるが、現在はその施設を含め全ての施設が個人面接という形で実施している。プログラムの実施は、心理職員が行っている施設がほとんどであるが、二〇一一年六月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（以下「児童福祉施設最低基準」と略する。）が改正され、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合に心理療法担当職員を設置することが義務化された（児童福祉施設最低基準第八〇条第三項）にもかかわらず、常勤職員として心理職員を置いている施設はあまりなく、多くの施設で心理職員は非常勤職員もしくは嘱託職員となっている。また、児童相談所の児童心理司が施設に赴き、もしくは児童相談所に児童を行かせてプログラムを実施するのみで、施設としては連携に留まるというところや、児童相談所と調整した上で児童相談所の児童心理司と施設の心理職員のいずれかが行うというところも存在する。

具体的には、いち早く二〇〇五年より性暴力治療プログラムを取り入れた大阪府立修徳学院の実践内容をベースとし、各施設にあった形に変えて実施しているというところが多い。修徳学院ではスーパーバイザーとなっている藤岡が翻訳したもの[54]について言葉の平易化などを行ったワークブックを教材として、二週間に一回のペースで一回一時間半の面接を二五回行っている。大まかな流れとしては動機付け→自身が行った性暴力について→自身の被害体験→自身の性暴力の被害者→治療計画の作成という順に指導が行われている。[55]

これに対して、プログラムという形ではなく、他の問題行動を抱える児童に対する指導と同様に、寮担当職員が性

加害児童個々に対して「振り返り」という形でアプローチしている施設もある。また、性加害児童に対して何か指導を行わなければという熱意はありながら何もできていないという施設もある。

なお、指導という形ではないが、多くの施設では施設内での性加害を避けるために物理的な配慮がなされている。特に前述した児童養護施設内で性加害を行ったことを理由として入所した児童には「力関係を他児に誇示するための手段のひとつとして『性』を使用している」[56]という問題性が見られ、根が深い。特に男子の年長児童から年少児童に対する性的行為の強要については、児童養護施設によっては代々脈々と受け継がれている場合もあり[57]、措置変更がなされた場合、これが児童自立支援施設に持ち込まれる恐れも大きいと思われるからである。具体的には、寮の建物構造を死角がないようにする、入浴を一人ずつ行わせるという配慮をしている施設や、女子児童への性加害を避けるために寮だけではなく学校においてもクラスを男女分離することにしたという施設もある。また夫婦制を採用する施設では幼い子どもがいる夫婦の寮に幼児わいせつを行った児童などを入所させないよう配慮もされているという。

### (二) 指導上抱える課題及びその対策

以上のように、現在一部の施設で性加害児童に対する指導として性暴力治療プログラムの導入などの取り組みが行われているが、その一方で性加害児童に特別な指導は行っていないという施設も多く、性教育と同様に施設間の差が大きいように感じられる。プログラム実施施設でのヒアリング結果と、特に第二章で述べた児童自立支援施設に入所する性加害児童の特殊性に鑑みれば、他の非行問題を抱える児童とは異なる指導が性加害児童に対して求められているといえるだろう。したがって、性教育と同様にある一定水準の指導が全国の施設で行えるようにベースアップを図る必要がある。少なくとも、性加害児童を抱え困惑するだけで対応ができず退所させるに至る施設が存在するという状況は避けなければならない。

そこで、現在プログラムを実施している施設が抱えている課題を踏まえた上で、全国の施設の水準を上げるための対策を検討する必要がある。まず、プログラム実施施設が抱える問題の一つ目は、面接の時間が十分に確保できないということである。これには多くの施設で心理職員が常勤となっていないということが影響しているのではないかと考えられる。前述したように、児童福祉施設最低基準の改正に伴い、心理療法担当職員の設置が義務化されたにもかかわらず、ヒアリングからは、全く配置がなく心理療法が必要な際には児童相談所の心理司が施設に派遣されるという施設や、心理職員については非常勤という施設があることが明らかになった。児童福祉施設最低基準には常勤非常勤の別は定められてはいないが、児童自立支援施設運営指針において、児童自立支援施設における認知行動療法などを含む心理的ケアは、「良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが治療的な経験となるような生活環境の提供（八頁）」としていることに鑑みても、児童と生活を共にする職員である必要があり、したがってその職は常勤であるべきであろう。早急な配置が期待される。

さらに性加害児童の中には性被害を受けた者だけでなく発達障害を抱える児童も多い[58]ため、精神科医療によるケアも重要であると思われる。しかし児童福祉施設最低基準には「精神科の診療に相当の経験を有する医師」の配置が定められているが（児童福祉施設最低基準第八〇条一項）、精神科医師の配置となるとほとんどの施設で行われていない。同基準においては常勤ではなく、嘱託という形での設置を認めてはいるものの、月に数回の受診に留まるか、施設によっては遠方の児童精神科に通院させているというのが現状である。医療的ケアを生活の中で行うことができるような予算と人員の配置が求められる。

また当然であるが、一般職員、特に性加害児童と生活を共にする寮担当職員がこれら専門職員と連携を組むことは重要であり[59]、その知識を深める必要がある。ヒアリングを行ったある施設では、施設内で男子児童同士の性加害が発生したが、同性間の性加害にどのように対応したら良いのか非常に困惑したという。同性間の性加害が発生する背景

を始めとして、性加害児童の特性や生活を送る上での注意、プログラム実施後の児童の反応など、寮担当職員が得ておくべき知識は多い。しかし、前章で示した二〇一二年の性教育研究会の調査結果に見られるように、現状としては、性知識を十分に有していると思う職員は半数に留まり、性的問題が起きたときに適切に対応する自信がある職員は半数以下、反対に児童間の性的問題についての対応の仕方がわからない職員が半数に上っている。職員研修の充実、特に性加害児童に対する指導で先駆的取り組みを行っている施設から知識を得る機会を確保することも必要であろう。

ヒアリングの中で挙げられた問題の二点目として、プログラムを実施していくこと自体の難しさが挙げられる。その理由の一つが、発達障害を抱える児童への対応である。前節で述べたように性暴力治療プログラムの中では児童自身が行った加害と受けた被害を同時に考える内容になっているが、発達障害を抱える児童によっては同時にその両面が存在することを捉えることが難しい場合もあるという。現在、これに対して、発達障害児向けのプログラムが作成されつつあるという[60]。また、現在児童自立支援施設における性加害児童に対する指導は、大阪府立修徳学院の実践を一つの指針として行われているところがあるが[61]、今後他の施設における実践を踏まえた上で、全国の施設の水準を上げるための最低限の指針という形で改良される必要もあるだろう。

さらにプログラム実施施設の抱える問題として、実施後の評価の難しさを指摘する声もある。導入からまだあまり時間が経過しておらず、プログラムの効果に関する十分な検証がなされているわけではない[62]ということもあり、今後評価基準を確立することも望まれるが、ここには前述したように性加害児童の特徴として「施設内で問題を殆ど起こさない」、むしろ「扱いやすい」ということが大きく影響しているようである。実際に現在プログラムを実施していない施設の中には、過去にプログラムを実施していたが児童によっては罪悪感を持たせることが難しく、施設内において効果を確認することが困難であったことから、現在は個別対応で行っているという施設もある。児童自立支援施設で職員の目が届く環境の中にあり、さらに幼児に対する性加害を行った児童にとってはその対象がいないという状

況では、問題が生じないというのも当然のことである。そして施設内で再発が起こりうる状況にない以上、評価はできないというのがその理由である。そこでアフターケアが重要になると思われる。開放的な福祉施設とはいえ、他律的に規則正しい生活を送っていた児童が、退所と同時に自由になった瞬間から、プログラムの効果が発揮されるといえるからである。例えば、大阪府立修徳学院では、プログラムを修了した児童に対して、退所後一年間のアフターケアを実施しており[63]、東京都立誠明学園でも性加害児童が退所後に通所指導を受けるよう勧めているという[64]。また、栃木県那須学園では児童相談所・寮担当職員・心理職員の分担により「二週間に一度程度家庭訪問を行い、生活状況の確認とともに再発リスクが高まっていないかチェック」している[65]。そのほかにヒアリングを実施した施設では、心理職員等の携帯電話番号を児童に伝え、性的衝動が抑えられなくなったときなどの緊急時に連絡するようにという指導をしている施設などがあった。尾﨑は、アフターケアの充実のために各児童に対するアフターケア計画作成を提言しているが[66]、このアフターケア計画書の中で、児童が抱えている退所後の性非行リスクを明らかにした上で、他の施設の実践を参考に、再非行の予防として取るべき支援をあらかじめ整理しておくことが求められると考える。その際には、特に性的衝動に至った際の対処方法、相談や支援を求める先、受診可能な近隣の病院などを児童と共に考えておくことが望ましいだろう。

さらに児童の退所後を考える際には、児童が戻っていく環境にある保護者との連携も重要となる[67]。栃木県那須学園では保護者に対して、「性暴力治療プログラムの内容と児童の状況、退園後起こりうる状況とフォローアップのやり方について説明・協議」しているという[68]。児童自立支援施設入所児童にとって家族は利用できる援助資源としては心許ないという指摘[69]もあるが、虐待等の理由で家庭に戻ることが困難な児童以外は概ね六割程度の児童が家庭復帰となっている[70]現状では、被害者のいる地域や学校の受け入れが難しい[71]性加害児童についても、家庭に児童を見守る機能を求めざるを得ない状況にあるといえる。これに対してヒアリングでは、児童相談所を通して保護者に対して面接を

行っているという施設や、家族面接の中で性的課題を扱っているという施設があることが明らかになった。特に、入所中から児童と保護者を交え面接を行っていくというのは有効であろう。このような取り組みが進められることが望まれる。

退所後も施設と共に児童の支援に関わっていくことになる児童相談所との連携も重要である。栃木県那須学園では、性暴力治療プログラム対象児童を担当する児童相談所職員が、他ケースより頻繁に児童と直接面接する機会を確保しているという。[72] 児童自立支援施設は、児童の退所に際し、保護者や家庭の環境がどの程度改善しており、何が児童にとって再非行のリスクとなっているかを十分に検討した上で、児童相談所との連携の上で保護者に働きかけ、また見守りをしていく必要があるだろう。

### ㈢　性加害型の性非行児童に対する新しい指導の枠組み――重点施設の設置

前節では性加害児童を抱える全国の施設において、指導の水準を上げるための対策を検討した。しかしそれのみでは、性暴力治療プログラムを実践する上で指摘されている課題に対する十分な対策になるとはいい難い。例えば、心理面接の時間が十分に確保できないという課題について、指導が日課や行事等の予定の間に行われるため、行事等が重なる場合には月二回の心理面接の機会が確保できないという施設もある。これを解決するために心理面接の時間を優先的に確保するという対応をするならば、これは児童自立支援施設の生活の中で行う指導、「生活の中の治療」を大幅に狭めるということとなる。従来行われてきた「生活の中の治療」だけでは対処しきれない性加害児童がおり、それに対する特別な指導が必要とされ、さらにこの指導を充実させるためには「生活の中の治療」を狭める可能性も検討する必要がある、というならば、もはやそのような児童は従来の児童自立支援施設の指導に馴染む児童であるといえるのだろうか。特に性加害児童の中には、第二章で述べたように児童自立支援施設における児童福祉の対象とな

るところと少年院における矯正の対象となるところの「はざま」にある児童も多く、そのような児童に対する指導が困難であることは容易に想定される。また、前節では専門職員の配置を提言したが、全般的に人員も予算も不足しているという状況において、性加害児童への指導を充実させていくことが本当に可能なのだろうか。

もちろん、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書や『児童自立支援施設の支援の基本（試作版）』が示すように、「科学的、臨床的成果を導入」[73]し、「支援を担う専門性の高い人材の確保と質の高いサービスを提供できる施設」を整備し、「新たなニーズにも対応できる自立支援の体制を築いていく」[74]必要があることについて異論はない。したがって、前節で述べた通り全国の施設の指導水準を上げていくということは重要なことである。しかし、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書では、同時に「本来施設が持つべき中心的機能」がこれに優先するということも強調しており、児童自立支援施設における指導のあり方について国としての最も新しい考えを示していると考えられる児童自立支援施設運営指針においても、児童に対する心理的ケアは「生活の中の治療」であることを明示している。また例えば大河内によれば、性被害へのアプローチに関する言及であるが、施設は生活する場であり、安定した生活をするために必要な措置はとられるべきだが、それをかき乱すような働きかけは慎重にすべきであり、精神的な動揺や、アクティングアウトに対して十分対応できる体制が整っていない状況では、一つ間違えれば心理的な関わり方は心理・精神的な揺さぶり行為になり問題行動を起こす引き金にもなりかねない[75]、という。精神的な動揺やアクティングアウトを生む可能性があるという意味では性加害児童にもいえることだろう。そうであるならば、指導の難しい性加害児童については新たな枠組みの中で受け入れるということを考える必要があるのではないだろうか。

特に指導が困難と評価される児童の受け皿としては、まず国立の児童自立支援施設という選択肢が考えられる。国立の施設は現在、入所児童の大半が都道府県立の施設での支援が不可能になった者であり[76]、まさに指導困難な児童の

受け皿を担っているといえる。「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」の報告書においても、国立施設の将来像として「地方では支援が困難な子どもに対応できる高度専門的な役割を持つ」という構想がなされている。実際に一般の都道府県立の施設と比べ、プログラムを実践するだけの職員も揃っており[77]、強制的措置を行う設備も整っている[78]。ヒアリングによるとこの強制的措置寮は、自分と向き合う時間を作るためにも使われるということであり、プログラムや面接を受けた児童が精神的な動揺や、アクティングアウトを起こした場合にも有効に活用できると思われる。現在は都道府県立施設での支援が不可能になった児童を家庭裁判所に送致し、保護処分を受けて国立の児童自立支援施設に入所させるという経路がとられることが大半ではあるが、制度上は家庭裁判所を経ずに児童相談所から措置入所することを排除しているわけではない。被害者への影響を考慮して家庭裁判所送致を見送った事案であっても、児童相談所においてアセスメントを行い、加害児童の抱える性的問題が大きい、もしくは指導が困難であると判断された場合には、積極的に国立の児童自立支援施設への措置入所を行うという対応をとることが認められるべきであろうと考える。

ただし、国立の男子施設は全国に一カ所埼玉県にしか設置されていないため、ここに入所すると都道府県立の施設に入所する場合に比べて、児童が退所後に戻る地域との物理的な距離が開いてしまうという問題が生じる。当然国立施設では、遠距離であったとしても、児童の家庭への働きかけを密に行い、また都道府県の児童相談所との連携に努めているが、地域資源を最大限に活用するという意味で物理的距離が不利に働くということは否定できないだろう。そこで、国立の児童自立支援施設に入所した児童について、児童の問題性の改善を判断した上で、都道府県立施設への措置変更をとるということも考慮するべきである。現在、都道府県立の児童自立支援施設から国立の施設へと移動することは行われているが、国立の施設から都道府県立の施設への移動はほとんど行われていない。しかし、指導が修了し児童の問題性が改善されたと判断されたならば、児童が戻る地域により近い都道府県立の施設で生活をさせた

方が、退所後のアフターケアや地域資源との繋がりを考えても有効であると思われる。

また、現在性加害児童に対する指導に先駆的に取り組んでいる施設の資源も積極的に利用するべきであろう。ヒアリングを行った都道府県立の施設の中にも、性加害児童に対する指導について実践を構築しつつある施設は少なくないからである。そこで、性加害児童に対する指導に重点を置く施設を一定地域ごとに指定するということを提案したい。都道府県内の施設に入所させる場合に比べると児童が戻る地域との物理的な距離はあるが、国立の施設と比べれば近い場合も多いと思われ、退所後のアフターケアや地域資源との繋がりが容易になると考えるからである。これは「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書でも示されている児童自立支援施設の将来像にある「地域ブロック化構想」とも通ずるものである。「地域ブロック化構想」では、「ブロックごとに連携・支援システムを構築する」ことにより、「特徴ある施設運営が期待され、例えば、ブロック単位の強制的措置寮の設置、ブロックを単位とした広域的な入所調整、共同研修や研究、モデルプログラムの共同実施、人材養成や人事交流などの取組が期待され」ているが、性加害児童に対する指導を置く施設を指定することは、まさに広域的な入所調整と特徴ある施設運営を実現するものであると考える。またその施設に強制的措置寮を設置し、国立施設で行われているように自分と向き合う時間を作るために活用することは、性加害児童に対する指導のより効果的な実施に繋がると思われる。

性加害児童に対する指導に関する重点施設の指定は地域ブロック化が図られる場合には当然容易になると思われるが、現在の制度下においても不可能ではない。児童自立支援施設は都道府県に設置義務が課されており、都道府県内の児童は同一の都道府県内の施設（一部政令指定都市の場合は市内の施設）に入所させることを基本としているが、現在でも共犯事件などでは同一の都道府県立の施設に入所させずに近隣の県の施設にわけて入所させるという方法がとられている。これは大きく解釈すれば、都道府県内の施設に入所させ指導することが難しい児童を他都道府県の施設に入所させるということであり、性加害児童に対する特別な指導を取り入れている他都道府県の施設に入所させるとい

うことはこれに類するといえるからである。

ただし、その場合、当然いくつかの問題が生じることは考えられる。まず、性的な問題を抱える児童を集中させることで施設内の生活に滞りが生じたり、児童間で問題が発生したりするのではないかという懸念がある。たしかに、現在多くの施設では入寮を決定する際に同じような課題を抱える児童が偏らないように振り分けているという。しかし、偶然に一つの寮に性加害児童が集中してしまうといった事態がないわけではなく、その機会を利用して、寮において性暴力治療プログラムのグループワークを行ったという施設もある。もちろん同じ課題を抱える児童を集めることが児童の施設内の生活にリスクを生じることを否定するわけではなく、また一つの寮という形ではなく施設全体に同じ課題を抱えた児童が集中した場合にリスクがどこまで拡大するかについては現段階では明らかではないが、その際には強制的措置寮を活用するなどして対応することが考えられる。少なくともこの点のみを理由に重点施設の設置を否定するのは尚早ではないかと思われる。

また重点施設を指定するとすれば、都道府県に設置義務が課せられている現在の制度においては、当該施設のある都道府県に人的予算的負担が偏ることが考えられる。プログラムを実施するとすれば、施設に合わせたプログラムの改良や実施のための負担、プログラムを実施する心理職員の配置、実施する環境整備（面接室の設置など）などが想定される。また、前述したような形で性加害児童の指導に活用できると思われる強制的措置寮の設置については、現在国立施設のみで行われているものを都道府県立施設で認めていく基準を検討する必要があり、また認められた場合には設備の建設も必要となる。さらに、前述したように性加害児童を集中して入所させることに伴い生活上でリスクが生じるとするならば、これに対応する福祉職員の増員など、増大する負担は数多く考えられる。さらに児童自立支援施設は開放施設であることから無断外出により地域で加害行為に及ぶことがあるのではないかといった地域住民の不安に対しても応じなければいけないという意味の負担もあるだろう。現在性加害児童指導に積極的に取り組んでい

る施設が所在する都道府県がこれらの負担を受け入れるのかどうかについては若干の懸念がある。

しかし、二〇〇七年に出された「地方分権改革推進委員会第三次勧告」を元に、同年に閣議決定した地方分権改革推進計画を受けて、児童福祉法施行令が改正されたことにより、都道府県等が設置する児童自立支援施設の長等の身分に係る規定等が廃止（児童福祉法施行令第三六条第二項―第五項）され、公設民営方式への転換が一歩進んだことで、現在児童自立支援施設はそのあり方を考える岐路に立たされているといえる。これまでの都道府県による運営からどのような方式に転換することになるのかについては今後を待たねばならないが、民営方式になった場合には、その施設ごとの特徴が今まで以上に、もしくは今までと異なる形で求められることになるだろう。新しい人材や資源を元に新しい指導方法の開発や、既存の指導方法の充実化が図られ、その中で、性加害児童への指導に重点を置き、児童の措置を引きうけるという施設が出てくるということも考えられる。無論、民営化した場合にも児童の非行内容の偏りによる指導の停滞や施設の負担増大など懸念される事項が解消するわけではない。むしろ民営化されることによってそういった負担を回避し問題性の少ない児童の入所を中心に受けるという施設が出てくるという懸念もないわけではない。しかし、現在ある私立施設二施設において入所児童の受け入れにそのような選択が見られないこと、ヒアリングからも感じられた感化院・教護院という歴史を経て現在の児童自立支援施設まで受け継がれている児童福祉に対する職員の思いを考えれば、希望が持てると言えるだろう。

なお、国立施設と重点施設への入所選択については、児童の発達の状態や問題性の大きさ、家族の養育環境、地域資源や受け入れ状況などについてのアセスメントを行った上でなされるべきであろう。従来の児童自立支援施設の指導を堅持し、家庭的な環境で生活を送る中で指導を行っていくという施設を残す必要があることは当然であるが、従来の指導とは異なる、ある意味では生活の中の指導から一歩下がる覚悟を持ち、専門的指導を推進するという施設を作ることに意義はないだろうか。解消しなければならない課題は多いが、新しい児童自立支援施設のあり方として提

示するものがあると思われる。

## 五　結　論

以上、性非行児童に対する児童自立支援施設における指導について現状を把握した上で今後の課題について考察を試みた。児童自立支援施設に入所する性非行児童は女子児童に多い援助交際・不純異性交遊型と男子児童に多い性加害型の二つに大きく分けられる。前者については、不充分な養育環境において正しい性情報や性知識を得ないまま性行動化している児童も多いため、正しい性知識を付与し、性被害を防止するために性教育が重要であるが、その実施については施設間で差が生じていることが明らかになった。そこで一定の指針を作成することにより全国の施設の水準を一定に引き上げること、研修を拡大することにより職員の知識と自信を深めていくことが必要であると結論付けた。

一方、性加害児童に対しては、従来の児童自立支援施設における指導とは異なる特別な指導が求められており、一部の施設で性暴力治療プログラムが導入されているが、性教育と同様にその指導には施設間で差が生じているように思われる。そこで心理職員など専門職員の常勤化、現在一施設の実践から作成されている性暴力治療プログラムの一般化と改良、アフターケアの充実により全国の施設の水準を引き上げる必要があると考える。さらに、性加害児童の中には事情により本来ならば家庭裁判所に送致され少年院送致が選択される可能性のある者や、非常に指導が難しい者が含まれていることから、国立の施設にその一部を入所させること、また現在先駆的に指導に取り組んでいる施設を活用し、一定地域に一施設性加害児童への指導重点施設を指定することについても提言した。

児童自立支援施設における性非行児童の現状を鑑みるに、これまで教護院の時代から夫婦職員が児童と生活を共に

して行ってきた支援とは、異なる支援が求められるようになってきていることは明らかであるといえる。前述したように児童自立支援施設は公設民営方式へ向かう中で、その存在意義自体が見直されるに至っているともいえる。伝統的なシステム自体が揺らぎ、新たな支援が求められるようになっている中で、児童自立支援施設が社会に対して今後その存在意義をどのように示していくのか、伝統的な指導形態を改めて見直し、固めることで守っていくのか、ある意味で伝統を捨て新しいものを取り入れた上で生存を図っていくのか、児童自立支援施設の存在意義を考え直すという意味でも、性非行児童への指導を検討することには意味があるものと思いたい。

なお当然であるが、性非行に特化した心理面接やプログラム、性教育だけで児童の抱える問題が全て解決するわけではない。児童を退所後に受け入れる環境にも課題は多い。前章では退所後に受け入れる家庭に対するアプローチの重要性について述べたが、児童自立支援施設に入所する児童は、支障なく退所後に家庭に戻れるという児童ばかりではない。例えば、児童養護施設等で性加害を行い児童自立支援施設に措置変更となった場合、元の児童養護施設に被害児童が残っていることが多く、その施設に再措置変更することが難しいというのはある意味当然のこととともいえるが、性加害を行い再非行のリスクがあるということで他の児童養護施設への措置変更も難しくなるという。現状としてこのような児童の場合、可能な限り家庭に戻し、引き取る家庭がない児童については自立させるというような対応をとっている施設もあるが、これはやむを得ずとられている処置であり、これらの児童の退所後の受け入れ先の確保は大きな課題である。ただし、二〇一二年の石澤らによる調査では、児童養護施設に対するアンケートも同時に実施しており、その中で、「施設内で性的問題を起こした児童を再度施設内で生活させることは困難である」という設問に対し、職員の半数以上が「あてはまらない」もしくは「あまりあてはまらない」という回答をしている。[79] これは、児童自立支援施設からの再措置の希望を示しているように思われる。受け入れ側の納得を得、再措置の可能性を大きくするためにも、今後の児童自立支援施設における性非行児童指導のあり方を再検討する意義があると思われる。

（1）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると、虐待経験のある児童は入所児童全体の約六六％を占めている。これについて、奥山眞紀子「不適切な養育（虐待）と行動障害」小児の精神と神経四〇巻四号（二〇〇〇年）二八二―二八三頁では、虐待のような不適切な養育が愛着の問題を引き起こし、これが他者の気持ちを察することが難しかったり、感情の自己調節が困難となり些細なことで他者を攻撃して傷付ける行為を起こしたりすることに繋がると説明している。さらに、相澤林太郎「性非行児童に児童自立支援施設でできることを考える――児童の特徴の概観と施設特性を生かした支援の考察――」非行問題二一六号（二〇一〇年）一三四頁では、被虐待等の結果、ＰＴＳＤや複雑性トラウマ、不眠、抑うつ、解離などの精神症状を呈し、医療的関わりが必要である児童も多いと指摘されている。

（2）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると性的虐待を受けた経験のある児童は入所児童全体の二一・二％にのぼる。

（3）大阪府立修徳学院の実態調査では過半数を超える女子児童が強姦被害に遭っているという数字が示されている。浅野恭子「児童自立支援施設での支援の実際――子どもたちの性問題行動の理解と支援――」児童青年精神医学とその近接領域四九巻三号（二〇〇八年）七五頁。

（4）性的虐待を受けた児童には、性的トラウマの再現性が認められる場合が少なくないため、性化行動を取りやすく、また自分が受けた被害を他者に向ける性的加害行為も生じやすいとされる。杉山登志郎・海野千畝子「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト一一巻二号（二〇〇九年）一七二頁―一八一頁。

（5）石澤方英「児童自立支援施設における性教育について――全国児童自立支援施設へのアンケート調査をもとに――」司法福祉学研究八号（二〇〇八年）五二頁。また、浅野は「女子の九割、男子の六割が入所以前に初交を体験し（平均初交年令は男女共一二歳）」ているという数字を挙げている。浅野・前掲注（3）七四頁。

（6）児童自立支援施設入所児童の保護者についてアセスメントを行うと、養育技術に未熟さを抱えている者が多いという。全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設の支援の基本（試作版）』（二〇一一年）九五頁。

（7）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると虐待を受けた経験のある児童は入所児童の六五・九％となっている。

（8）船崎勲「福祉と教育の連携――Ａ学園の学習体制から」小林英義・吉岡一孝『児童自立支援施設の子どもと支援――夫婦制、ともに暮らす生活教育』（明石書店・二〇一一年）二四八頁。

（9）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると児童自立支援施設入所児童の六四・〇％が学業に遅れがある状況にある。

（10）石澤方英・徳地昭男・杉浦ひとみ・富田拓・村山博之「児童自立支援施設における性教育の可能性と性加害児童への性治療プログラム――児童自立支援施設の現状から――」日本＝性研究会議会報二一巻一号（二〇〇九年）四〇頁。

（11）相澤林太郎「子どもの性的問題と予防的支援――児童自立支援施設での取り組み」世界の児童と母性七一号（二〇一一年）五三頁、小木曽宏「改めて、児童自立支援施設に問われているものとは何か――「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告を中心として」『児童自立支援施設これまでとこれから』（生活書院・二〇〇九年）二〇九頁。

（12）第二回研究会において性非行児童に関する発言があったが、児童充足率の高い施設の特徴として性非行児童の入所が増加しているという現状を述べるに留まっている。「児童自立支援施設のあり方に関する研究会第二回議事録」（二〇〇五年）。また、我が国に性暴力治療プログラムを紹介した藤岡淳子氏が委員であったため、第八回研究会において性非行プログラムに関して言及があったが、これもリービングケア・アフターケアにおける保護者との情報共有の文脈で述べられたものであり（「児童自立支援施設のあり方に関する研究科第八回議事録」（二〇〇六年））、直接、性非行児童の入所が増加している現状への対応や性非行児童への指導について議論がされたものではない。

（13）国立武蔵野学院・国立きぬ川学院が、全国の児童自立支援施設を一九九九・二〇〇〇年度に自立支援を達成して退所した全児童に関して行った調査によれば、「性的逸脱」を第一主訴とする児童の割合は九・三％となっている。国立武蔵野学院・国立きぬ川学院『児童自立支援施設入所児童の自立支援に関する研究――退所児童に関するアンケート調査を視点にして――』（二〇〇三年）一一頁。最新の数字としては、「性教育研究会」が二〇一二年一月に全国の児童自立支援施設を対象に行ったアンケート調査において「性的問題を過去に起こした児童」の数について設問を設けている。それによると、回答した施設の平均は男子が五名、女子二名、計七名となっているのに対して、入所児童数の平均が男子二一名、女子八名、計二九名（それぞれ調査結果の小数第一位を四捨五入）であることから、単純計算すると男女共に性非行児童は入所児童全体の二割程度にあたることになる。性教育研究会『二〇一一年度財団法人明治安田こころの健康財団研究助成対象研究調査研究報告書　児童福祉施設における性教育プログラム確立と性的問題に対する職員の対応マニュアル作成に向けた実態調査――加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育実践のために――（主任研究者・石澤方英）』（二〇一二年）二―三頁。

(14) 石澤ら・前掲注（10）四一頁においても、女子児童の性非行の主な内容が援助交際や不純異性交遊であることが指摘されている。

(15) 石澤ら・前掲注（10）四一頁において、「低年齢における強姦であったり、児童養護施設内での同性間での性加害行為であったりと重い事例も多い」と指摘されている。

(16) 東京都における過去数年の入所児童に関する調査では、性非行男児の約半数は措置変更による入所であったという結果が示されている（相澤・前掲注（1）一三六頁）。

(17) 統計上は「児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致」となっており、その内訳については明らかにされていないためである。ただし、家庭裁判所の保護処分による入所児童全体数について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると、児童養護施設四一名、児童自立支援施設三四七名となっており、児童養護施設へ送致される児童はあまり多くないことがわかる。

(18) 石澤・前掲注（5）五〇頁においても、男子児童と女子児童の性非行が「かなり異なる様相と機制を有していると考えられている」ことが指摘されている。

(19) 原田良範「性非行児童の指導について――集団処遇と個別処遇を通して――」非行問題二一一号（二〇〇五年）九〇頁、大河内千里「性的虐待を受けた児童への支援から――心理士として」非行問題二一七号（二〇一一年）七八―八三頁、石澤ら・前掲注（10）四一頁。

(20) 全国児童自立支援施設協議会・前掲注（6）四頁。

(21) 全国児童自立支援施設協議会・前掲注（6）六頁。

(22) 石澤・前掲注（5）。

(23) 石澤ら・前掲注（10）。

(24) 性教育研究会・前掲（13）。

(25) 二〇〇五年調査では九五・七％が何らかの性教育が必要と回答（石澤・前掲注（5）五五頁）、二〇〇八年の調査では一〇〇％の回答者が性教育が必要としている（石澤ら・前掲注（10）四四頁）。また、二〇一二年調査では、施設長の一〇〇％が性教育が必要であるとし（性教育研究会・前掲注（13）一七頁）、施設職員の九五・〇％が性教育の必要性について「あてはまる」もしくは「ややあてはまる」と回答している（性教育研究会・前掲注（13）五四頁）。

（26）二〇〇五年調査では五三・八％（石澤・前掲注（5）五三頁）、二〇〇八年調査では四五％（石澤ら・前掲注（10）四三頁）となっている。

（27）性教育研究会・前掲注（13）一〇頁。

（28）性教育研究会・前掲注（13）一一頁。小学校低学年向けのプログラムを作成している施設が一施設、高学年向けが五施設、中学生向けが九施設に留まっている（複数回答・回答施設数四四）。

（29）性教育研究会の調査では、性教育を実施しているという施設の内、四〇％近くが外部講師により実施しているという結果が出ている（性教育研究会・前掲注（13）一〇頁）。

（30）性教育研究会・前掲注（13）一四頁。

（31）性教育研究会・前掲注（13）四頁。

（32）性教育研究会・前掲注（13）四〇頁。「あてはまる」と「ややあてはまる」の回答を合計した数字である。以下注（33）から（36）について同様。

（33）性教育研究会・前掲注（13）五三頁。

（34）性教育研究会・前掲注（13）五五頁。

（35）性教育研究会・前掲注（13）三九頁。

（36）性教育研究会・前掲注（13）三五頁。

（37）具体的な実践例の紹介としては、佐賀県立虹の松原学園における実習を取り入れた性教育への取り組みについて、益田清子「性の健康教育――小集団への試みを通して――」非行問題二一七号（二〇一一年）がある。

（38）二〇一二年の調査では、九八・七％の施設職員が児童の持つ性知識に疑問を示している。性教育研究会・前掲注（13）四七頁。

（39）例えば、東京都教育委員会『性教育の手引き（中学校編）』（二〇〇四年）四六頁。

（40）二〇一〇年四月時点で四一施設（七一・九％）の施設で実施されている。小林英義「児童自立支援施設の概要」小林英義・吉岡一孝『児童自立支援施設の子どもと支援――夫婦制、ともに暮らす生活教育』（明石書店・二〇一一年）二七頁。

（41）石澤・前掲注（5）五七―五九頁においても、性教育を施設職員と学校教員が連携して行うことを必要としている。

（42）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成一九年度児童養護施設入所児童等調査」によると中学生は入所児童の七四・〇％

を占める。

(43) 東京都教育委員会・前掲注（39）五〇―七九頁。

(44) 石澤・前掲注（5）五七―五九頁においても、寮舎での個別のフォローの重要性が指摘されている。

(45) 石澤ら・前掲注（10）四九―五〇頁では「一年間で完結するようなプログラムを作成することができれば全児童が一通りの性教育を受けることができると思われる」としている。たしかに多くの児童自立支援施設において児童の入所期間は一年半程度となっているが、数としては少なくとも一年未満で退所する児童もいるなかでは十分とはいえないのではないかと思われる。

(46) 浅野恭子「女子児童の『性非行』問題への支援を考える――児童自立支援施設での取り組み」現代のエスプリ四八五号（二〇〇七年）一六〇―一六一頁。

(47) 東京都教育委員会のカリキュラムでは、「犯罪から身を守り、加害者にならないために」「手軽な出会いに潜むもの」といった性加害・性被害に関連する項目が提示されている。東京都教育委員会・前掲注（39）五〇―七九頁。

(48) 石澤ら・前掲注（10）五一頁においても、「性教育の必要性は感じているが知識や経験がないという理由から性教育を行わない」ということを問題視し、職員研修と職員の意識改革の重要性が主張されている。これについて「児童自立支援施設運営指針」では「職員の学習会」という表現をしている（一五頁）。

(49) 石澤・前掲注（5）一四三頁。

(50) 石澤ら・前掲注（10）三八頁。

(51) 石澤ら・前掲注（10）五二頁においても、「性加害児童が施設内では何も問題を起こさずにうまく施設に適応して退所するということはどこの施設でも珍しい話ではないと思われる」と指摘されている。

(52) 石澤方英「性的非行問題に対するプログラム作成とその普及」世界の児童と母性六七号（二〇〇九年）四四頁、小木曽・前掲注（11）二一〇頁。

(53) 前述した性教育の実施割合と同様、性課題指導に重点を置いている施設が多く含まれているため、この割合は全国平均よりは大きい数字となっているものと思われる。

(54) 藤岡淳子『性暴力の理解と治療教育』（誠信書房、二〇〇六年）一七七頁以下。

(55) 浅野恭子「性暴力治療プログラム――自らの非行行為に向き合うための支援――」非行問題二一七号（二〇〇七年）四三

―四六頁。その他、二〇〇九年から実施されている栃木県那須学園の導入背景・プログラムの内容・実施事例の紹介については、堀明人「性暴力治療プログラム『導入』の実際について」非行問題二一七号（二〇一一年）。

(56) 石澤ら・前掲注（10）四一頁。

(57) 鎧塚理恵「児童養護施設における性教育　生活支援の中から、子ども間の施設内性的事故（性加害被害）を考える」児童養護四一巻二号（二〇一〇年）三四頁。また、石澤ら・前掲注（10）四一頁では、これを「虐待の連鎖のような」と表現している。

(58) ヒアリングを行った施設では、二割から三割程度を占める。ただし、これは児童相談所の作成した児童票を元にした数値であるので、施設入所後に疑わしいと思われる児童を含めるとさらに増えることになる。そして、その中には性加害を行った児童も多いという。

(59) 相澤・前掲注（1）一四七頁では、心理職員がプログラムを行いながら、寮担当職員とチームを組むことが、児童の理解を深めるとしている。

(60) 石澤ら・前掲注（10）五二頁。

(61) 大阪府立修徳学院『平成一九年度大阪府すこやか家族再生応援事業報告書　性暴力治療プログラム実施の手引き』（二〇〇八年）という形で示されている。

(62) 石澤ら・前掲注（10）五一頁においても、今後の検証が必要であると指摘されている。

(63) 浅野・前掲注（55）五〇頁。

(64) 相澤・前掲注（1）一四九頁。

(65) 堀・前掲注（55）七〇頁。

(66) 尾﨑万帆子「児童自立支援施設におけるアフターケアに関する考察――児童退所後の見守り支援に焦点を当てて――」法学政治学論究九三号（二〇一二年）二一―二五頁。

(67) 浅野・前掲注（55）四八頁においても、再犯防止という観点からアフターケアにおける家族の関わりが非常に重要であるとしている。

(68) 堀・前掲注（55）七〇頁。

(69) 相澤・前掲注（1）一三七頁。

(70) 尾﨑・前掲注(66)八頁。
(71) 相澤・前掲注(1)一四九頁。
(72) 堀・前掲注(55)六九頁。
(73) 全国児童自立支援施設協議会・前掲注(6)四頁。
(74) 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書。
(75) 大河内・前掲注(19)八二頁。
(76) ヒアリング調査によると九割の児童が県立施設からの措置変更により入所しているということである。
(77) 国立武蔵野学院には医務課として医師、心理療法士、看護師が設置されている。
(78) 平成二一年度の年報によると、国立武蔵野学院では現在強制的措置寮の使用が増加しているが、その一部は寮における性的問題行動によるものであるとされており、性加害児童の指導において強制的措置寮が使用されていることがわかる。
(79) 性教育研究会・前掲注(13)五六頁。

**尾﨑　万帆子**（おざき　まほこ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日本刑法学会、日本被害者学会
専攻領域　刑事政策・被害者学
主要著作　「児童自立支援施設におけるアフターケアに関する考察――児童退所後の見守り支援に焦点を当てて――」『法学政治学論究』第九三号（二〇一二年）